

税理士情報ネットワーク

# TAINS

## Tax Accountant Information Network System



### 保証債務の特例 (所法64②)を巡って

依田 孝子〔大森支部〕



現在、TAINSには、

判例・裁決・通達・事例等、2万7千件余の情報が収録されています。この中から必要な情報を探し出す場合、その数が多いときは、インターネットと同様、複数のキーワードを組み合わせて検索します。

例えば、保証債務の特例に関する情報を検索する場合のキーワードは、「保証債務」「求償権」「行使不能」「知りながら」「借換え」「連帯保証」「連帯保証人」等が主なものとなります。

複数のキーワードを使用しても情報が多すぎるときは、検索期間(判例・裁決の年月日)で絞り込みます。もっとも、多めに一次情報(概要)を検索して、必要な二次情報(全文)を出してみることも、検索漏れを防ぐには大切なことです。以下、保証債務の特例に関する裁判例を中心に、ご紹介いたします。

#### 1、保証債務の特例の適用要件

保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、その行使不能の金額は、譲渡所得の金額の計算上、なかったものとみなさ

れます(所法64②)。この条文の適用要件について、明快到述べた裁判例があります。

平16・4・14さいたま  
地裁・Z254-96  
25 (全部取消し・確定)

所得税法64条2項に定める保証債務の特例の適用を受けるためには、次の4つの実態的要件が必要であり、それ以上に債権者の請求があったことや、主債務の期限到来等が要求されていないと判断していません。

① 納税者が、債権者に対して債務者の債務を保証したこと  
② その保証債務を履行するために資産の譲渡をしたこと  
③ 保証債務を履行したと

④ その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったこと

#### 2、保証債務を履行するための資産の譲渡

課税実務上、保証債務の履行を借入金で行い、その借入金を返済するために資産の譲渡があった場合、その資産の譲渡が実質的に保証債務を履行するためのものであるときは、「保証債

務を履行するため資産の譲渡があった場合」に該当するものとして取り扱われず(所基通64-15)。

平元・10・31東京地裁  
・Z174-6387  
(棄却)  
平2・11・29東京高裁  
・Z181-6607  
(棄却)  
平5・3・2最高裁  
・Z194-7090  
(棄却・確定)

東京地裁判決では、保証債務の履行を目的とした土地の譲渡代金を、銀行の勧めにより定期預金としたうえで、敢えてその銀行からの借入金によって保証債務を履行した場合は、所得税法64条2項の規定は適用できないと判断しました。

また、所得税法基本通達64-15は、保証債務を履行する際には不動産が譲渡されていない場合に関するものであって、不動産が譲渡され、譲渡代金受領後に借入金により保証債務を履行した場合には、適用する余地がないとしています。

この判決は、控訴審及び上告審でも、地裁判決が支持され確定しています。では、預金で保証債務の履行後、土地を譲渡した場合はどうでしょうか。この場合も、借入金で保証債務を履行したときは同一視できないとして、特例の適用は認められていません。(シヨシレイ2173)

#### 3、求償権の行使不能

「求償権の全部又は一部が行使することができなく

なったとき」については、過去の多くの裁判例は、主たる債務者に生じた事情のみを判断基準としています。

昭52・2・28東京地裁  
・Z091-3946  
(棄却)  
昭52・10・12東京高裁  
・Z096-4068  
(棄却・確定)

東京地裁判決では、「求償権の全部又は一部が行使することができなくなったとき」とは、主たる債務者に、次の事情が生じた場合をいい、主たる債務者の資産状況、経営状態等総合的に見地からこれを判断するべきであるとしています。

① 破産・和議手続きの開始、事業の閉鎖があったこと  
② 債務超過の状態が相当期間継続し、金融機関・大口債権者の協力を得られないため、事業再建の見通しがなく、

③ その他これに準じる事情が生じたこと  
しかし、同族会社の代表者等は、会社が継続しているため、その経営者責任から保証債務を履行すると共に求償権を放棄せざるを得ないこともあり、保証人側の事情も考慮する必要があります。

平19・4・20東京地裁  
・Z888-1245  
(一部取消し・確定)

この東京地裁判決では、上記の判断基準について、「主債務者が事業を継続している場合」について、何らかの法的倒産処理手続が開

始されていることを要するという趣旨であれば、主債務者がいわゆる私的整理を行うに至った場合は、むしろ法的倒産処理手続等は開始されていないのが通常であるという実態を無視した形式論との批判が妥当する。」としています。

そして、上記の判断基準は、「求償権を行使する保証人側の事情に触れていないが、保証人と主債務者の関係いかんによっては他の債権者と同等の立場で弁済を受けることもできないこと

もあり得るから、たとえ債権者に一定の財産があったとしても、保証債務を履行した保証人が、全額の求償はもろろん、全く求償を受けられないことが現実になっている」と評価される場合もあり得るものというべきである。」と判断しました。

なお、平成14年12月25日課資3-14「保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取り扱いについて(通知)」では、法人の代表者等、保証人側の事情も考慮して、具体的な取扱いが示されています。(TAINSの通達に収録されています。)

#### おわりに

以上の他にも、保証債務の特例に関しては、保証債務の有無、手続要件、連帯保証等、様々な情報が、TAINSに収録されていますので、上手に検索して、実務にお役立てください。

受信トレイ宛先: 平成の会計事務所様へ 件名: 顧問先「自計化」の件

## 鴻池善右衛門からメールが来た!

鴻池家では寛文年間に、すでに複式決算で事業を営んでいました。その帳簿「算用帳」は、現存するわが国最古の複式決算帳簿とされています。財務会計の大事さを、鴻池家は先見的に理解していたのです。平成の世にあつて会計事務所の役割はますます重要になってきています。顧問先企業の繁栄のために、大いに指導力を発揮してください。その補佐役として強くお奨めしたいのがMJSの顧問先システムです。

「自計化」をサポート、MJSの顧問先ITソリューション  
ネットワーク・セキュリティ(情報漏えい防止・PC不正使用防止)のこともすべてMJSにご相談ください。

寛文10年(1670)の算用帳で、鴻池家に残る現存最古のもの。財産計算と損益計算の複式簿記の形になっていた。大阪歴史博物館展覧会「家商鴻池」図録より引用

iCompass ACELINK Professional Edition ACELINK Client Edition SOX BOX

インターネットを活用した自計化・サポート・税務監査・相談業務などを支援。 顧問先へのさらなるサービス向上へ 会計事務所のトータルサービスを支援。 会計事務所と同等のソフトを顧問先へ。 自計化を強力に推進する顧問先企業に最適。 「情報漏えい防止、PC不正使用防止」などに威力!!導入したその日から即稼働!

五代目鴻池善右衛門 鴻池家では代々、当主が善右衛門の名を受け継ぎ、三代目の頃から「算用帳」を用いるようになったと言われている。

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー 株式会社ミロク情報サービス

本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●営業本部:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381

MJSで自計化 検索

■東京ヴェルディ 公式ユニフォーム・スポンサー  
■ラジオ日本・ジャイアンツナイター 番組提供中!! (毎週火曜日17:55~)